

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科博士前期課程学位規程施行細則

(令和元年6月12日施行)

(目 的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程（以下、「学位規程」という。）に基づき、看護学研究科博士前期課程における学位論文の審査及び試問の手続きについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）大学院学則の定めるところにより、看護学研究科博士前期課程を修了した者に修士の学位を授与する。

(学位論文審査の申請者)

第3条 学位論文審査の申請者は、博士前期課程に2年以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。

2 申請者は、学位論文の研究計画書を本学大学院看護学研究科の研究計画発表会において発表をした後、看護学研究科教授会で承認された者とする。

(学位論文審査の申請書類)

第4条 学位論文審査を希望する者は、次の書類を、主指導教員と副指導教員を経て看護学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位（修士）審査申請書
- (2) 学位論文
- (3) その他指定する書類

(学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付)

第5条 学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付は、毎年度2回行うものとし、第1回目を7月、第2回目を1月とし、各月下旬を締切とする1か月間を期間とする。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の提出及び学位（修士）審査申請書の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、看護学研究科教授会に報告を行う。

(審査委員)

第7条 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく審査委員が行う。

- 2 審査委員の数は3名以上とし、うち1名を主査とする。
- 3 審査委員は、主指導教員が推薦し、看護学研究科教授会において審議・決定する。
なお、審査委員のうち副査1名は、主指導教員と副指導教員の中から選ぶことができる。

- 4 主指導教員、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む。）及び学位論文審査の申請者の親族に当たる者は、主査になることはできない。
- 5 審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。
- 6 審査委員が海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合は、それに代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

（学位論文の審査及び試問）

第8条 受理した学位論文の審査及び試問は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに開始する。

- 2 学位論文の審査及び試問は、第1回目は7月から8月、第2回目は1月から2月の間に行う。
- 3 学位論文の試問は非公開とするが、論文発表会は原則として学内公開とする。

（学位論文の審査及び試問結果報告）

第9条 第7条第2項に定める主査は、審査終了後、学位論文の審査及び試問結果（学位論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等）について報告書を作成し、看護学研究科教授会の1週間前までに報告しなければならない。

（審査手数料及び審査）

- 第10条** 学位論文及び学位（修士）審査申請書が受理された者は、学位論文審査手数料50,000円を指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文及び学位（修士）審査申請書の受理を取り消す場合がある。

（学位授与日等）

第11条 学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

（改 廃）

第12条 この細則の改廃は、看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年2月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。